

マイナンバーカード利活用ハッカソン等開催事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

マイナンバーカード利活用ハッカソン等開催事業業務について、公募型プロポーザルにより当該業務の受託者を選定するもの

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

マイナンバーカード利活用ハッカソン等開催事業

(2) 業務内容

別紙「マイナンバーカード利活用ハッカソン等開催事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託料の上限額

4, 200千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記限度額とは別に、契約手続において予定価格を設定します。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年11月30日まで

3 参加資格要件

(1) 共同企業体

次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 共同企業体の構成員の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、「6 企画提案書の提出（2）提出期限」の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号。以下「会計規則」という。）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申し立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件プロポーザルに参加することについて支障がないと認められる者を除く。

(エ) マイナンバーカード利活用ハッカソン等開催事業業務に係るプロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出した時から提案書を提出した時までの間において、富山県及び参加団体から指名停止を受けていない者であること。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の構成員のいずれかが、地方公共団体において本事業と同等以上の契約実績を有すること。

(イ) 共同企業体協定書を締結していること。

(ウ) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件企画提案に参加していないこと。

(2) 一企業

前号に掲げる要件（イの(イ)を除く。）を満たす者であること。

4 プロポーザル参加手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める提出書類を次により事務局（富山県知事政策局デジタル化推進室）に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について事務局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、参加資格の確認結果は、令和6年6月17日（月）までに申請者に電子メールにて通知する。

(1) 提出書類

ア 申請書（様式第1号）

イ 添付書類

(ア) 共同企業体で参加しようとする場合は、協定書の写し

※協定書には、目的・名称・事務所の所在地・成立の時期及び解散の時期・構成員の住所及び名称・代表者の名称・取引金融機関・業務途中における構成員の脱退及び破産又は解散に対する措置・解散後の責任などを記載すること。

(イ) 本事業と同じ又は類似の事業の過去5年以内の実績を有することを証明する書類（契約書の写し等）

(ウ) 担当者届（様式第2号）

(エ) 会社概要に関する資料（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和6年6月13日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法その他

別途指定する URL よりアップロードするものとする。

5 質問方法

プロポーザル実施要領、仕様書等に対する質問方法等は、次による。

(1) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第3号）を6月7日（金）午後5時までに電子メールにて提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、6月12日（水）までに質問提出者あてに電子メールに

て通知します。

(2) 受け付けない質問項目

ア 他の応募者に関する質問

イ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

例：審査員に関する情報、評価基準の設定理由、本プロポーザルに関係のないこと

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別紙「マイナンバーカード利活用ハッカソン等開催事業業務委託企画提案書作成要領」
のとおり

(2) 提出期限

令和6年6月20日（木）午後5時【必着】

(3) 提出方法

別途指定するURLよりアップロードするものとする。

7 受託候補者の決定

(1) 審査方法

ア 提出された企画提案書等により、令和6年6月下旬（予定）にオンラインでのプレゼンテーションによる審査を行います。

イ オンラインによるプレゼンテーションされた企画提案の内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を受託候補者として採用します。なお、概算見積書の金額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

(2) 審査の基準

ア 下表のとおり

審査項目	評価内容	配点
企画提案内容	事業の考え方 ・ 本事業の目的及び内容等を理解した企画提案となっているか。 ・ その他県が示した要素を効果的に含めてあるか	10点
	企画内容等 ・ 企画全体を通して、本事業の目的を達成するための実効性のある提案となっているか ・ 参加者が新しい視点での利活用方法を創出できるよう、十分な日程が確保されているか。 ・ 参加者が、参加しやすいよう交通の便の良い県内施設が提案されているか ・ 若年層の参加者が本事業に興味を持ち、積極的な応募を促すための具体的かつ効果的な広報となっているか	20点
	発展性 ・ 事業のキャッチコピー及び運営について、県の想定を上回る提案	20点

		<p>となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業の実施など、さらに集客力や話題性が向上する提案となっているか 	
業務実施能力・実績	業務実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務が適切にかつ確実に実施できるための担当者と体制が整っているか ・ 県との連絡や調整等が速やかに対応できる体制となっているか ・ スタッフの配置などの実施体制、安全面への配慮、業務遂行スケジュールは適切なものであるか 	20点
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容を裏付ける類似実績があるか ・ 実績から事業を遂行できる能力を有しているか 	20点
	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施する上で、適切な見積もりとなっているか（高すぎたり、低すぎたりしないか） 	10点
計			100点

イ プレゼンテーションにあたっては、企画提案書の内容の範囲内でスライド（パワーポイント等）を用いるなど、わかりやすく説明してください。

ウ プレゼンテーションの時間・方法等は、審査会実施前に別途通知します。

(3) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日電子メールで通知するとともに、富山県ホームページに採否のみ結果の公開を行います。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

8 契約

委託候補者と契約内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

ただし、契約保証金については、次のとおりとします。

- (1) 委託候補者は、申請により契約保証金の納付の免除を受けた者を除き、契約保証金を現金で富山県が発行する納入通知書により採用決定の通知をした日の翌日から起算して5日（県の休日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）を除く。以下同じ。）以内に事務局に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付金額は、契約額（入札書記載金額の100分の110に相当する金額）の100分の10に相当する額以上の金額とする。
- (3) 契約者がその義務を履行しないときは、当該者が納付した契約保証金は県に帰属する。
- (4) 契約者が契約上の義務を履行したときは、履行確認の後、納付された契約保証金については口座振替により、当該者に還付する。
- (5) 契約保証金の納付の免除を受けようとする委託候補者は、契約保証金納付免除申請書

(様式第4号)により、採用決定の通知をした日の翌日から起算して2日以内(県の休日を除く。)に事務局に申請しなければならない。免除の可否は、電子メールにより通知する。

(6) 契約保証金の免除の条件は、次のとおりとする。

ア 委託候補者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。なお、履行保証保険契約については、次のとおりとする。

(ア) 保険期間は採用日から契約を履行する期間(今回の場合、採用日から令和6年10月31日(木)となる。)とする。

(イ) 定額填補方式とする。(実質填補方式ではない。)

イ 委託候補者が、過去2年間(令和4年度または令和5年度)に国又は地方公共団体と類似の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断できるとき。

(7) 契約保証金の納付の免除の承認を受けた委託候補者は、契約書に、当該契約保証金納付免除承認の通知書の写しを添付しなければならない。

9 その他

(1) 提案は、参加業者1社につき1案とします。

(2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。

ア 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合

イ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

(3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。

(5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

(7) 業務の実施にあたり、第三者(県及び受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

(8) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権、特許権等その他の知的財産権の権利は県に帰属するものとします。

10 スケジュール

令和6年5月31日(金) 実施公告

令和6年6月7日(金) 午後5時 質問書提出期限

令和6年6月13日（木）午後5時	参加申込書提出期限
令和6年6月20日（木）午後5時	企画提案書等提出期限
令和6年6月下旬（予定）	審査会による審査、審査結果通知
令和6年6月末（予定）	契約締結

11 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課電子県庁推進担当

TEL:076-444-8934

E-mail: adigitalkasuishin@pref.toyama.lg.jp